

長崎県農商工連携ファンド事業実施要領

この要領は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）からの農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業による貸付を受け創設する「長崎県農商工連携ファンド」（以下、「ファンド」という。）による事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第1条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）「中小企業者」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条に規定する中小企業者（みなし大企業及び農林漁業者を除く。）をいう。
- （2）「みなし大企業」とは、次の各号に掲げる企業をいう。
 - ① 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - ④ その他上記①から③に相当すると認められる中小企業者
- （3）「農林漁業者」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。
- （4）「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。
- （5）「ファンド事業」とは、ファンドを造成し、その運用益により資金を助成する事業をいう。
- （6）「助成金交付事業」とは、創業若しくは中小企業の経営の革新に関する事業又はそれらを支援する事業を行う者が実施する事業に対し助成金を交付する事業をいう。
- （7）「管理事業」とは、助成金交付事業に附帯する管理事業をいう。
- （8）「産業支援機関」とは、財団法人長崎県産業振興財団、長崎県商工会議所連合会、長崎県商工会連合会及び長崎県中小企業団体中央会をいう。

（貸付の相手方）

第2条 貸付の相手方は、長崎県商工会連合会（以下、「連合会」という。）とする。

（助成金交付要領の作成）

第3条 連合会は、ファンド事業の実施にあたり、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の趣旨を踏まえ、本実施要領に基づき助成金交付要領を作成し、知事の承認を受けなければならない。

(ファンドの運用方法及び運用計画)

第4条 連合会は、ファンドの全額について、金融債券その他の有価証券、金銭信託又は預貯金であって、長期にわたり有利な運用が確保されるものとして、知事が承認したものを取得して運用しなければならない。

2 ファンドの運用方法及び運用計画は、別途連合会が定め、知事の承認を得るものとする。

(ファンド事業における未使用額の取り扱い)

第5条 各事業年度のファンド事業の実績が計画を下回る等により発生した未使用額は、助成金交付事業の原資として翌年度に繰り越して使用することができる。

2 ファンドの償還期限の到来する平成40年度における運用益については、当該年度内におけるファンド事業の原資として使用することができる。

3 前項の年度において未使用額が発生した場合は、原則として連合会から県に返還させるものとする。この場合、県は、返還のあった未使用額のうち中小機構の負担に係るファンドの運用益に相当する部分は中小機構へ返還するものとする。

(ファンド事業に係る会計)

第6条 連合会は、ファンド事業に係る経理について、連合会の他の経理と区分して整理するものとする。

(ファンド規模の適正化)

第7条 知事は、事業年度毎に連合会から報告を受けた事業実績を踏まえて、ファンドの規模を見直すものとし、必要があるときは連合会を指導するものとする。

(助成金交付事業の対象者)

第8条 このファンドの事業の助成金対象者は、次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。

- (1) 長崎県内において創業を行う者又は長崎県内に主たる事業所等を有し経営の革新を行う中小企業者と長崎県内の農林漁業者との連携体
- (2) 長崎県内において創業を行う者又は長崎県内に主たる事業所等を有し経営の革新を行う中小企業者と長崎県内の農林漁業者との連携体を支援する事業を行う産業支援機関
- (3) 長崎県内において自ら事業を行う特定非営利活動法人等の中小企業以外の者と長崎県内の農林漁業者との連携体

(助成金対象事業)

第9条 助成対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 農商工連携事業

第8条に規定する連携体(以下、「連携体」という。)が行う新商品・新技術・

新役務の開発及び販路開拓

(2) 農商工連携支援事業

産業支援機関が行う連携体を支援する事業

(助成対象経費)

第10条 助成対象経費は、助成事業の実施に必要な新商品・新技術・新役務の開発、販路開拓及びその他の経費、並びに助成事業を支援するために必要な経費で、連合会が作成する助成金交付要領において定めるものとする。なお、当該経費は助成期間内に支払いが完了するものに限る。

(助成率)

第11条 助成率は、農商工連携事業については、事業内容により、助成対象経費の3分の2から4分の3以内で、連合会が作成する助成金交付要領において定めるものとする。また、農商工連携支援事業については、10分の10以内とする。

(助成限度額)

第12条 助成限度額は、農商工連携事業については1事業3,000千円以内（複数年にわたる事業にあつては、期間中の総額）、農商工連携支援事業については1,000千円以内とし、連合会が作成する助成金交付要領において定めるものとする。

2 第8条第3号に掲げる者に係る助成金の総額は、ファンド事業の当該年度の助成総額の30パーセント未満の範囲内とする。

(助成期間)

第13条 助成期間は、農商工連携事業については3年以内、農商工連携支援事業については1年以内とし、連合会が作成する助成金交付要領において定めるものとする。

(採択基準)

第14条 助成金交付事業の採択基準は、原則として次の観点から総合的に行うものとする。

(1) 農商工連携事業

新規性、市場性、成長性、実現可能性、地域活性化への波及効果が期待できること

(2) 農商工連携支援事業

当該事業主体の体制、事業実績等の観点から助成対象事業の円滑な実施が期待できること

(交付先の決定手続き)

第15条 連合会は、助成対象事業を公募するものとし、外部有識者等で構成する長崎県農商工連携ファンド事業審査会（以下、「審査会」という。）において審査を行ったうえで、助成金交付先の決定を行うものとする。

(交付に関する手続き)

第16条 連合会は、前条で決定した事業について、助成金交付要領に基づき助成金を交付するものとする。

(事業成果に係る評価)

第17条 連合会は、事業年度終了後、毎年度、事業計画書に基づき、事業成果について審査会の評価を受けなければならない。

(事業計画及び実績報告の内容及び提出手続き)

第18条 連合会は、事業年度毎に事業計画書(様式第1号)を作成するとともに、毎事業年度終了後に実績報告書(様式第2号)を作成し、知事に提出するものとする。

(ファンド事業に係る監査)

第19条 連合会は、事業年度毎にファンド事業に係る監査を実施しなければならない。

(知事への報告)

第20条 連合会は、次の各号により、知事に報告を行うものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合には、速やかに知事に報告するものとする。

- ① 第18条に定めるファンド事業計画を作成又は変更したとき
- ② 第18条に定めるファンド事業に係る実績報告を作成したとき
- ③ 名称の変更及び住所(所在地)の変更を行ったとき
- ④ 前条に定める監査を行ったとき

(2) 次のいずれかに該当する場合には、直ちに知事に報告するものとする。

- ① 連合会が、県からの貸付債権に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断したとき
- ② その他、中小機構又は知事が特に必要と認める事項について報告を依頼したとき

(中小機構に対する報告)

第21条 知事は、連合会から前条に定める報告を受けたときは、次の各号により中小機構に報告するものとする。

(1) 前条第1項第1号②に掲げる事項の報告を受けたときは、意見を付して毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業評価報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(2) 連合会から前条第1項第1号①、③及び④に基づき報告があったとき、又は第3条に定める助成金交付要領を承認したときは、速やかに報告するものとする。

(助成金交付事業に附帯する管理事業の内容)

第22条 連合会が行う管理事業は次に掲げるものとする。

(1) 助成金交付事業を円滑かつ適正に実施するために必要な交付事務・運用事務等であること。

- (2) 管理事業の支出限度額は、当該年度のファンドの運用益の7パーセントに相当する額以下であること。
- (3) 管理事業の支出対象経費は、第1号の業務を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとし、連合会の役職員に係る人件費は除くものとする。
- ① 委員等外部専門家に対する謝金
 - ② 委員等外部専門家又は連合会の役職員の旅費
 - ③ 会議費、会場借上料、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費等の事務経費
 - ④ ファンド事業に係る監査に要する経費
 - ⑤ 上記①から④までの支出に伴う消費税及び地方消費税
 - ⑥ 助成金交付事業及び管理事業に必要な借入金にかかる金利
 - ⑦ ファンドの運用利息収入に係る租税
 - ⑧ ファンドの造成に係る金銭消費貸借契約に対する印紙税

(関係団体との連携)

第23条 連合会は、ファンド事業の実施にあたり、商工団体及び農林水産団体との連携体制を構築するものとする。

附 則

この要領は平成20年10月6日から施行する。

この要領は平成31年3月26日から施行する。

(様式第1号)

番 号
年 月 日

長崎県知事

様

所在地

名 称

代表者

印

平成 年度長崎県農商工連携ファンド事業計画書

標記について、長崎県農商工連携ファンド事業実施要領第18条の規定に基づき、別紙のとおり申請します。

(別紙)

I. 平成 年度資金計画概要

1. 収入合計 (a + b) 円

①過年度運用益未使用額 (a) 円

②今年度 ファンド運用益見込額 (b) 円

運用方法	利払日	受取予定額
合計		

2. 支出合計 (A + B + C) 円

①助成金交付事業 (A) 円

助成金決定予定額	支払予定額

②支払未了の過年度助成金交付事業 (B) 円

助成決定総額	過年度支払済額	今年度支払予定額

③管理事業 (C) 円

支払予定額	$C/b \leq 7\%$
	%

3. 次年度繰越見込み額 円

Ⅱ. 助成金交付事業計画

1. 事業全体の計画

事業名	予定件数	助成決定予定額	支払予定額	備考
合計				
上記事業のうち、中小企業者と農林漁業者との連携体及び中小企業者と農林漁業者との連携体を支援する者以外の助成事業者に対する助成決定可能総額 (A)	千円			
助成総額 (B)	千円			
助成総額に占める中小企業者と農林漁業者との連携体及び中小企業者と農林漁業者との連携体を支援する者以外の事業者に対する助成の割合	(A) / (B) < 30%			

1-1. 各事業の計画 (公募によるもの)

事業名	予定件数	助成決定予定額	支払予定額
合計			

1-2. 事業計画（公募によらないもの）

事業名	具体的な内容	開催地・対象者・定員等	予定件数	助成決定予定額	支払予定額
合計					

2. 支払未了の過年度助成金交付事業計画

事業名	助成決定総額	過年度支払済額	今年度支払予定額	今年度支払件数
合計				

Ⅲ. 管理事業計画

費用	金額	積算内訳
合計（A）		
予定運用益（B）		
予定運用益に占める管理事業費の割合（ $A/B \leq 7\%$ ）		

IV. 予定スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

V. 助成金以外の支援事業計画

助成対象者名	支援事業の内容	支援機関・団体名	期間

VI. その他

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

長崎県知事

様

所在地

名 称

代表者

印

平成 年度長崎県農商工連携ファンド事業実績報告書

標記について、長崎県農商工連携ファンド事業実施要領第 18 条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

(別紙)

I. 平成 年度事業資金実績報告概要

1. 収入合計 (a + b) 円

①過年度運用益未使用額 (a) 円

②今年度 ファンド運用益 (b) 円

運用方法	利払日	受取額
合計		

2. 支出合計 (A + B + C) 円

①助成金交付事業 (A) 円

助成金決定額	支払額

②支払未了の過年度助成金交付事業 (B) 円

助成決定総額	過年度支払済額	今年度支払額

③管理事業 (C) 円

支払額	$C/b \leq 7\%$
	%

3. 次年度繰越額 円

Ⅱ. 助成金交付事業実績報告

1. 事業全体の実績報告

事業名	件数	助成決定額	支払額
合計			
上記事業のうち、中小企業者と農林漁業者との連携体及び中小企業者と農林漁業者との連携体を支援する者以外の助成事業者に対する助成決定額 (A) ※件数も記入する			
運用益 (B)			
中小企業者と農林漁業者との連携体及び中小企業者と農林漁業者との連携体を支援する者以外の事業者に対する助成の割合 (A / B < 30%)			

1-1. 各事業の実績報告 (公募によるもの)

※中小企業者と農林漁業者との連携体及び中小企業者と農林漁業者との連携体を支援する者以外の助成事業者は「※」で示す

①

	助成事業者名	所在地	テーマ	助成決定額	支払額

②

	助成事業者名	所在地	テーマ	助成決定額	支払額

1-2. 各事業の実績報告（公募によらないもの）

※中小企業者と農林漁業者との連携体及び中小企業者と農林漁業者との連携体を支援する者以外の助成事業者は「※」で示す

	事業名	具体的な内容	開催地・対象者・定員等	件数	助成決定額	支払額

2. 支払未了の過年度助成金交付事業実績報告

事業名	助成決定総額	過年度支払済額	今年度支払額	支払件数
合計				

3. 過年度の助成金決定額

事業年度	事業名	助成決定額 (千円)	合計 (千円)

Ⅲ. 管理事業実績報告

費用	金額	積算内訳
合計 (A)		
予定運用益 (B)		
予定連用益に占める管理事業費の割合 (A/B ≤ 7%)		

Ⅳ. 実施日程

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

Ⅴ. 助成金以外の支援事業実績報告

事業者名	支援事業の内容	支援機関・団体名	日程

VI. 支援事業計画に記載した事業成果に係る目標の達成度

	成果目標	今期実績値	実績値累計	備考
短期目標				
長期目標				

添付書類

- ・助成金交付決定をした助成対象事業者が作成した事業計画書
- ・助成対象事業者から提出された事業実績報告書

VII. その他

(様式第3号)

番 号
年 月 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
理事長 様

知事名

平成 年度長崎県農商工連携ファンド事業評価報告書

標記について、農商工連携型地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する細則第8条第1項及び長崎県農商工連携ファンド事業実施要領第21条の規定に基づき別紙のとおり報告します。

I. 支援事業計画に記載した事業成果に係る目標の達成度

事業名	成果目標	今期実績値	実績値累計	備考

II. 短期及び長期の視点に基づいた事業成果に係る目標の達成度

1. 短期目標

①成果目標

事業名	成果目標

②今期実績及び実績値累計

事業名	今期実績値	実績値累計	達成度

2. 長期目標

①成果目標

事業名	成果目標

②今期実績及び実績値累計

事業名	今期実績値	実績値累計	達成度

Ⅲ. 事業成果に係る評価

--

Ⅳ. 今後の方向性・改善策等

--

※添付資料：平成 年度長崎県農商工連携ファンド事業実績報告書